

# 養殖業事業性評価ガイドライン

～ 陸上養殖 ～

令和3年（2021年）4月

水産庁

## < 要 旨 >

水産庁は、令和2年7月に養殖業成長産業化の取組の一環として、養殖経営体の成長に繋がる融資の円滑化を図るため、金融機関等が養殖業の経営実態の評価を容易にする魚類養殖業に対する「養殖業事業性評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。

さらに、事業ニーズの高い貝類、藻類、陸上養殖についても魚類養殖業と同様にガイドラインを策定することとし、事業期間が複数年にまたがり事業内容の評価が困難、代金回収までに多額の運転資金が必要、魚価暴落や自然災害の経営リスクが大きいといった魚類養殖業と共通の特徴や養殖ごとの特徴を整理し、養殖経営体の経営実態をより適切に評価することで、金融機関の理解を促進するツールとしたい。

ガイドラインでは、養殖業における経営の特徴、金融事情、食の安全・環境配慮等の事業性評価を行うための基本的留意点を述べ、6つの事業性評価の項目（市場動向、経営事業継続力、販売力、動産価値、品質管理・生産管理、リスク管理・対策）と評価手法を提示し、この評価項目と評価手法に基づき作成する「養殖業ビジネス評価書」の作り方を示し、養殖経営体の事業性が見える化されやすくなるようにしている。ただし、海面養殖と陸上養殖では自ずと評価項目の詳細部分や配点に違いが出てくることとなる。この他に各養殖魚種の動産登記上の留意点、第三者の評価機関を活用した事業性評価の実施の流れ、事業性評価に必要な資料やデータの出典を含め、金融機関が養殖業の事業性評価に必要な融資の判断材料を提供している。

水産庁は、このガイドラインを通じ、金融機関が第三者の評価機関も活用しながら、養殖業の事業特性の理解を進め、養殖経営体の過去・現在の実態を現場目線で把握し、その経営体の将来を見据えた事業性を評価することによって、融資の円滑化を進め、金融機関が地域の養殖業のアドバイザー（目利き人）となることを期待している。

## < 目 次 >

第一章	養殖業事業性評価ガイドラインの趣旨	1
第二章	養殖業の事業性評価の基本的留意点	3
1.	経営の特徴	
2.	金融事情（代表的な資金調達手法等）	
3.	食の安全・環境問題	
4.	リスクとその回避策	
5.	養殖業の将来性	
第三章	陸上養殖業の事業性評価の観点・項目	8
1.	養殖業全般の事業性評価の観点	
2.	陸上養殖の事業性評価の留意点	
3.	陸上養殖の事業性評価項目	
第四章	養殖業ビジネス評価書	11
第五章	動産登記上の留意点	12
第六章	養殖業の事業性評価の流れ	13
第七章	レファレンス	14

## 第一章 養殖業事業性評価ガイドラインの趣旨

令和2年7月に農林水産省が公表した「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、水産庁は国内外の需要増加が見込まれるブリ類、マダイ及びサーモン（サケマス）類等について、各市場のニーズをとらえた養殖生産を展開し、マーケット・イン型養殖業への意識改革・転換を図るとともに、養殖経営体・グループの生産基盤を早急に強化し、養殖業成長産業化を推進することとなった。

その中で、令和2年4月に公表した海面魚類養殖業が対象の「養殖業事業性評価ガイドライン」に加え、事業ニーズの高い貝類、藻類及び陸上養殖についても同様の趣旨でガイドラインを策定することとした。

本ガイドラインの策定に当たっては、海面魚類養殖と同様に事業性評価の専門機関に業務を委託し、この専門機関が地域金融機関とともに国内の養殖経営体・地域を訪問・調査し、地域金融機関や学識経験者とも意見交換を行っている。養殖経営体や地域金融機関からは、魚類養殖業のガイドライン作成時と同様にガイドラインの必要性や事業の理解のための前向きな意見が寄せられた。

本ガイドラインにおいては、「陸上養殖」を対象としている。

養殖業としての基本的特徴である単年度事業ではないことや設備投資・運転資金の需要があること及び天災、疾病、価格暴落等の経営悪化リスクが大きい業種であることは海面魚類養殖と同様であり、マーケット・イン型養殖業を目指す養殖経営体<sup>(※1)</sup>として評価することとなる。

陸上養殖は、「給餌養殖」という点で海面魚類養殖と同様な事業体制であることから、評価においては大きな枠組みの変更はない。

本ガイドラインは、魚類養殖業と同様に陸上養殖業の生産から販売に至る業務を分解し各種の評価項目を評価の着眼点としている。本ガイドラインを通じ、金融機関が第三者の評価機関を活用しながら、養殖業の事業特性の理解を進め、養殖経営体の過去・現在の実態を現場目線で把握し、その経営体の将来性を見据えた事業性を評価することによって、融資の円滑化や金融機関による養殖経営体へのアドバイスを含めた適切な金融仲介機能の発揮を促すこととしている。

このため、本ガイドラインにおいては養殖業で使用される専門用語や業界用語の使用を避け、理解促進に努めている。一方、養殖業の専門家からは物足りなく感じる表現もあることを理解しつつ、こうした指摘については、本ガイドラインの普及と評価の実例を重ねながら、更新・見直しを図っていくこととしている。

本ガイドラインを踏まえ、事業性評価が実施されることで、金融機関の養殖業に対する理解の一助になるとともに、金融機関が地域や業態の特色に応じた理解や方法を深めながら、地域の養殖業のアドバイザーとなる目利き人になっていただけることを期待している。

**(※1) マーケット・イン型養殖業を目指す将来の養殖経営体の姿**

(養殖業成長産業化総合戦略より)

**① 生産者協業**

個々の事業者が事業を行う形態は変えず、特定の目的のために協同して事業を行うグループの形態。複数の比較的小規模な養殖業者が、販売業者との委託契約といった形で安定収入を得たり、使用する餌や生産管理の方法などを統一して、特定の消費者ニーズ等に対応することによって収益性を向上していく。

**② 産地事業者協業**

個々の事業者が事業を行う形態は変えず、漁業協同組合や産地商社等の指導の下、連携により幅広い需要への対応を可能とするグループ形態。漁業協同組合や産地商社等が養殖業者との間で使用する餌や生産管理の方法などを統一し、一定の品質を備えた養殖生産物を計画的に市場に供給することで、収益性を向上していく。

**③ 生産者型企业**

養殖を本業とする漁業者が、地域の養殖業者からの事業承継や新規漁場の使用等により規模拡大を進めて企業化する形態。使用する餌や生産管理の徹底などを図り、一定の品質を備えた養殖生産物を計画的かつ大量に生産し市場に供給することで消費市場に対する影響力を高めて収益性を向上していく。

**④ 1社統合企業**

ノルウェーにあるような、養殖バリューチェーンの生産機能（餌・種苗等、養殖）、加工機能、流通機能、販売機能及び物流等関連機能の全部又は大部分を1社で行う企業形態。地区内外の養殖業者からの事業承継や新規漁場の使用等により規模拡大を進めつつ、種苗調達から販売までのバリューチェーン全体を自社で行うことにより、消費ニーズに合致し、品質の安定した養殖生産物を計画的かつ大量に生産し市場に供給するとともに、主体的な商流を構築し、消費市場に対する影響力を高めることによって収益性を向上していく。

**⑤ 流通型企业**

流通業や食品販売業を本業とする企業が、自社の商流やプロモーション力を活かし、安定した販路を確保することにより、消費ニーズに合った養殖を行う企業形態。経験を有する養殖業者の参画や技術習得の期間を経て養殖業のノウハウを獲得しながら、消費者のニーズに合致した養殖生産物を計画的かつ大量に生産し、自社で販売することで、主体的な商流を構築し、消費市場に対する影響力を高めることによって収益性を向上していく。

## 第二章 養殖業の事業性評価の基本的留意点

### 1. 経営の特徴

陸上養殖は公共用水面を利用しないため、養殖をするに当たり都道府県知事が免許する区画漁業権が不要である。ただし、海面養殖に比べ、利用する水を管理するための設備投資にコストがかかる傾向にある。また共済制度が整備されていない等の不利な点も指摘されている。

陸上養殖は、陸上に人工的に創設した環境下で養殖をすることであり、養殖する魚類等が生育するのに適した水温の豊富な水源が必要となる。主な方式としては、かけ流し方式、半閉鎖循環方式及び完全閉鎖循環方式の3種類があり、それぞれの特徴を列挙する。

かけ流し方式は、海水や地下水等を水槽に汲み入れて、そのまま排水する方式であり、イニシャルコストは最も安いのが、水源の確保や水温管理に問題がある。また、大量の排水による環境負荷が大きくなるという問題を抱えている。

半閉鎖循環方式は、水槽内の水の一部を浄化処理してリサイクルすることで、水の使用量や排水を抑え、水温管理もしやすくなるが、殺菌や生物ろ過等を行う浄化設備に費用がかかる。

完全閉鎖循環方式は、水の完全リサイクルであり、最も環境負荷のかからない方式であるが、水の浄化設備に係る高度な技術や、電気代、酸素代等の費用を要するという点で、費用対効果を十分に検討する必要がある。

養殖業全体に共通する経営の特徴は、養殖種により単年度では結果が出ないことであり、事業としてのサイクルに期間を要することはリスクの増加につながっている。本来この業態の決算については、1年超の請負契約などが一般的な建設業と類似性があり、工事進行基準<sup>(※2)</sup>的な見方で決算を捉えていかないと実態把握が困難となる。現実的には直近の決算書を分析しただけでは意味がなく、直近の売上や利益を見ても融資判断はできないことになる。そこで、最低でも過去3期分の決算書による分析が必要不可欠であり、それでも実態を解明するには相当な時間と困難が伴うことが予想される。

この点については、海面養殖と同じく「給餌養殖」である陸上養殖も、事業サイクルに期間を要することと魚類等を育てるための餌が必要な点において、その間の運転資金（主に餌代・人件費等）が確実に必要となる事業である。

さらに、金融機関側から見た場合、融資の担保という概念を外して考えることはできない。すなわち、不動産担保に乏しい、又はその価値が少額であること、在庫である魚や水産物を動産担保として徴求可能であるが、不安定な担保であることは否めないことから、一般的に養殖業の資産は保全に乏しいとい

う特徴があり、陸上養殖においても、養殖場の所在地が海辺や山中など不動産価格が低いという点において傾向としては大きな違いはない。しかしながら、赤潮の発生や台風といった天災や気候変動等の自然環境の影響を受けにくい事業であり、また、近隣漁場からの病気の蔓延等といった事業そのものに直接影響するリスクは、健全な種苗の確保や建物を頑丈にすること、水質管理、部外者の入場管理等の対策により、抑制することが可能である。同時に水質及び溶存酸素が命綱であり、ポンプや浄化装置の非常用電源や酸素ガスの確保が必要不可欠となる。

したがって、金融機関の融資判断に当たっては、経営実態の解明や資産の保全の強化が必要不可欠であり、それを実現することで金融機関からの資金調達を容易にすることが求められる。

養殖業は、前章のマーケット・イン型養殖業として掲げている5つの経営体のような様々な事業形態が存在し、第三章で述べる事業性評価の項目や第四章で述べる評価書は、養殖業に関わる事業全体を網羅しており、それぞれの類型により項目の該当・非該当の差が出ることになるが、数値化する際にはそれぞれの類型ごとの偏差の比較となるので、評価における公平性は保たれることになる。なお、こうした事業形態が第一章で述べたマーケット・イン型養殖業として示した5つの経営体の実現に向けた取組みを行う又は実現すると、全般として高い評価を得られる。

#### (※2) 工事進行基準

売上高は実現基準という考え方によって計上される。一方で、企業会計においては、タイムリーに会社の事業実態を表すことが重要である。長期間に及ぶ工事契約等によって工事が完成するまで一切の売上が計上されないと、工事進行の経済的価値の創出という事業実態が決算書に反映されないこととなる。したがって、一定の要件を満たす場合は工事の進行状況に応じて売上を計上すべきである。これを工事進行基準と言い、会計ルール上原則的な売上計上基準となっている。

## 2. 金融事情（代表的な資金調達手法等）

一般的に養殖経営体が保有する設備については、国の制度融資、補助金等を活用し、地域の信漁連や日本政策金融公庫からの借り入れで賄っているケースが多くみられる。比較的大手の養殖経営体に対しては民間の地域金融機関による設備更新や種苗・餌の仕入れ等に係る運転資金の需要に対応できているものもあるが、海面養殖業については、中小・零細事業者の中には運転資金をサプライチェーンの枠組みの中で仕入れ先である餌問屋のいわゆる「商社金融」に

頼らざるを得なくなっているケースがある。さらに、経営の不安定さから債務超過となっているケースも見られ、担保として公的保証や不動産・有価証券等の安定した保全がないと金融機関からの資金調達が困難であるという現実がある。

したがって、金融機関から運転資金を調達するためには、分かりにくい養殖業の事業性を理解してもらうことが重要であり、事業性評価を行うためのガイドラインが必要不可欠となってくる。

### 3. 食の安全・環境問題

養殖経営体には食の安全・環境問題等の社会的要請への適切な対応が求められており、養殖業における事業性評価においても、食の安全・安心や環境問題についての観点を外して考えることはできない。

#### (1) 食の安全

水産物の安全・安心の確保は、養殖業においても食料産業として最大の課題といえる。養殖漁場環境の管理や出荷する養殖魚類の検査が重要であり、日誌や仕入伝票、作業記録等にて日々の管理状況を確認することで、識別性を担保し、問題発生時に範囲を特定したり、生産履歴を開示する等の取組みにより遡及・追跡ができるトレーサビリティの確保が必要不可欠である。

また、「1. 経営の特徴」で触れた養殖加工併用型や本業従属型のうち加工業を本業とする養殖経営体においては、産地加工の高度化<sup>(※3)</sup>に伴ってHACCPの認証取得やFSSC、ISOその他の認証を取得していることが売上増や販路拡大につながることになり、特にヨーロッパをはじめとして海外輸出には必要不可欠な要素となっている。

#### (※3) 産地加工の高度化

消費地における小売業者や外食事業者の需要に応じ、従来の魚の一本販売から養殖産地において切身、刺身用柵、しゃぶしゃぶセット、総菜まで加工度を上げ付加価値を生んでいる。

#### (2) 環境問題

環境問題については、餌の内容、抗菌剤等の薬品の利用、自然環境への負荷等に対する消費者からの声に応える必要がある。

最近では、養殖経営体が水産エコラベル<sup>(※4)</sup>の認証を取得し、自身が生産する養殖生産物の評価向上や輸出促進に繋げていく動きもみられる。



#### (※4) 水産エコラベル

水産エコラベルは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を、消費者が選択的に購入できるよう、持続性に関する一定の基準を満たすと第三者機関が認めた水産物にラベルを表示できるようにする認証スキームで、欧米の大手小売業者はASC（Aquaculture Stewardship Council）等の認証取得を調達基準として採用する動きが広がってきている。水産エコラベルのうち、日本発の水産エコラベルであるマリン・エコラベル・ジャパン（MEL）は2019年12月に国際的組織GSSI（グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ）から承認を得た。

#### 4. リスクとその回避策

主なリスクとして、

- ① 天災リスクとして台風・集中豪雨、地震（津波）や赤潮の発生等による建物、電源への被害（陸上養殖）
- ② 細菌・ウイルスなどの感染症の発生による魚病による被害
- ③ 市場における極端な魚価の暴落による経済的な損失
- ④ 故障や人為的な操作ミスによる機器類や電源への被害等が考えられる。

特に、陸上養殖の場合、感染症が蔓延すると施設が使えなくなるので、屋内施設であれば病原体の侵入防止、すなわち、入場制限や足の消毒の徹底等の対策が重要である。なお、病気発生時のトレースバック体制の構築も必要である。

リスク回避策としては、物理的に被害を防止又は抑制する技術・工夫と被害を被った後の損害補填策が検討されなければならない。すなわち、

- ① 天災対策としては、非常用電源の確保
- ② 病気対策としては、「密」を避けること
- ③ 市場リスクとしては、市場価格にできるだけ左右されない安定した販売先の確保や消費者ニーズに対応した商品開発力の有無
- ④ 故障や人為的ミスへの対策としては、機器類の日々の点検、点検時のチェックリストの作成、複数の担当による確認作業等も対策の一環となる。

#### 5. 養殖業の将来性

日本人の食生活に魚介類は欠かせないものであるが、国内では食の多様化とともに魚介類の需要が漸減してきているという現実がある。一方、グローバルな観点からみると世界的には魚介類の需要は増加傾向にある。

また、国際的なマグロの漁獲制限や日本近海におけるサンマやイカの不漁等に代表されるように漁船漁業の低迷が著しい状況にある。

このような状況下、養殖業の成長産業化は水産物供給の確保の観点からも必要不可欠であり、継続的に安定した水産物の供給を実現するためには、安定した生産、安全確保、美味しい魚介類の開発、養殖種の多様化、孵化技術、種苗や餌の安定供給体制等品質向上のための養殖技術の進展や、天災、病気等に対応するリスク対策の進化により斃死率の低下を実現することが重要である。

また、養殖業のグループ化や統合といったバリューチェーンの連携による外部資本等の成長資金の投入を推進するため、本ガイドラインを活用した養殖業の見える化を進めつつ、参入障壁の意識を解消するとともに、民間資金の投入を促進する環境整備を実施していくことにより、養殖業は将来性のある業種として認識される。

なお、国内のみでなくHACCP認証やFSSCやISOの取得やASC認証やMEL認証のような環境エコラベルの取得により、環境に配慮した高品質の輸出商品としての将来性も見据えることができる。

### 第三章 陸上養殖業の事業性評価の項目と評価手法

#### 1. 養殖業の事業性評価の観点

養殖業の事業性評価の観点としては、

- ① 金融機関が養殖業の生産・経営や、販売実態を理解し、経営改善策や支援策を検討できること
- ② 養殖業者からは金融機関に対して適切な情報開示がなされ両者の相互理解が促進されること

といった視点を基本としており、陸上養殖についても、海面魚類養殖と同様に、養殖業ビジネス評価の観点を大きく6つとした。

#### <養殖業ビジネスの事業性評価項目>

観点	評価項目
① 市場動向	過去・現在・将来の動向、市場規模
② 経営事業継続力	事業計画、養殖環境、事業継続実績等
③ 販売力	販路先の確保・拡大、商品開発力等
④ 動産価値	換金容易性、在庫バランス、将来予想価格等
⑤ 品質管理・生産管理	餌・稚魚等の仕入れ・網・設備管理（電源等）、品質管理（検査等）、加工・出荷等
⑥ リスク管理・対策	天災・病気対策、共済・損害保険加入状況、市場リスク等

#### 2. 陸上養殖の事業性評価の留意点

陸上養殖業の個々の経営体の事業性評価に当たっては、給餌の有無、自然環境への依存度、漁協加入、経営体の規模、養殖方法に応じた設備管理、抱える課題等が異なることを踏まえ留意する必要がある。

陸上養殖は、海面養殖と比較し、外的要因を排除できるメリットがあり、その管理体制やリスク対策として非常用の電源設備等の対策面を評価に反映させる必要がある。濾過された地下海水の利用等飼育水が重要なポイントとなるため、水温・水質管理に重点を置き、飼育水の循環や酸素供給等の設備投資と労力の低減等のコストの考え方を評価に反映させる。

また、安定した生産量の確保、流通経路等、共済等の保全対策が不十分なりリスク管理面の対応について留意が必要である。

以上のような陸上養殖の特性を踏まえ、留意すべき評価項目は以下のとおりである。

- 中期的に経営を展望した計画が策定されているか。また、その計画の振り返り（PDCA）がなされているか。

- 陸上養殖に用いる各設備、水槽、電源、取水、排水処理など、養殖に適した環境を構築・維持しているか。
- 過剰な投資を行っていないか、又は必要な投資を怠っていないか。
- 単位コスト管理、増肉単価や歩留率を考慮し、単位当たり（1尾当たり）の採算管理を行っているか。
- 経営者が、餌・種苗の仕入れや設備等の資材調達、養殖魚・水槽を把握・管理する意識・能力を有しているか。
- 特に、餌の調達コストを抑制する取組みができていないか。
- 相場に左右されない安定的な販売先を確保できているか。（販売先のリスク分散の観点も考慮）
- 付加価値の高いものを作り出す商品開発力（餌の工夫も含む）はあるか。
- 鮮度・触感・味覚・ブランド（商標）などの優位性を有しているか。（他と差別化を図っているか）
- 種苗の調達（孵化又は仕入れ）の工夫、複数業者からの調達によるリスク分散を行っているか。
- 餌の栄養分・風味、種類（生餌・モイスト・ドライ・EP）をどう工夫しているか。
- 食中毒菌の混入防止のための衛生管理が適正に行われているか。
- 感染症対策や発生時のトレースバックの仕組みができていないか。
- 停電時のリスク対策として屋内設備（特に電源や酸素ガス）の対策が講じられているか。
- 天災発生時の万一の場合に事業継続できるよう備えているか。

### 3. 陸上養殖の事業性評価項目

評価項目は、それぞれの養殖業を理解するうえで必要不可欠なチェックポイントとなり、これに基づいた評価により事業実態を明らかにすることが可能となる。それぞれの評価の観点については、別紙1のとおりとする。

#### (1) 市場動向

養殖業の事業性そのものを評価する前提として、養殖市場の規模とその動向（需要が増加しているのか、減少しているのか）を把握することが必要である。

魚種によって異なるが、自然環境の変化が漁場にもたらす影響や消費者の嗜好の変化などを背景に、漁獲高や単価がどのように変動しているのかを確認する。

#### (2) 経営事業継続力

養殖業は、外部市場環境の変化に影響を受けやすく、養殖サイクル（2～3年）を踏まえると、単年度の事業収支だけでその事業の善し悪しをみることは適切ではなく、複数年での事業を営む事業継続力が求められる。

この養殖事業を継続して営む能力・体制がどれだけ備わっているかについ

て確認する。

### (3) 販売力

養殖業においても、安定した販路を持っているかどうかは、事業継続の上で極めて重要であり、また、その販路を維持・拡大するための商品開発や販売促進にどのように取り組んでいるかに着目する必要がある。

### (4) 動産価値

養殖魚（動産）そのものの価値について評価する。

### (5) 品質管理・生産管理

食の安全性確保からも、養殖事業においても品質管理や生産管理にどのように取り組んでいるかは極めて重要な事業性評価の観点である。

#### **〔品質管理・生産管理への取り組み例〕**

- 稚魚の調達（ふ化又は仕入れ）の工夫
- 餌の工夫（栄養分・風味）
- 養殖施設の清掃、死魚の駆除
- 病気のトレンド（新規発生）に応じた適切なワクチン投与
- 品質管理基準策定
- 品質管理組織の設置

### (6) リスク管理・対策

陸上養殖は、台風や赤潮などの自然災害による養殖水産物への被害が生じにくいものの、機械類の故障や人的ミスが電源喪失につながるなど、施設そのものの被害が養殖生産物へ影響を与える可能性がある。そのリスク回避策をどこまで講じているか、また、万一リスクが発生した場合の備えが十分か、養殖経営体にとっては事業継続、金融機関からすれば資金回収の観点から極めて重要である。

## 第四章 養殖業ビジネス評価書

「第三章 事業性評価の項目と評価手法」で述べた事業性評価の観点と評価項目を踏まえ、金融機関等が、第三者の評価機関も活用しながら、養殖経営体の事業性を正しく理解するための手段として「養殖業ビジネス評価書（陸上養殖）」のひな形を提示する。このひな形に評価結果を記載することによって、養殖経営体の事業性の見える化を図りながら融資の判断材料を提供する。

評価作成の方法として「養殖業ビジネス評価書例（陸上養殖）」を別紙2として提示するので参照していただきたい。

## 第五章 動産登記上の留意点

養殖業の担保として、陸上の上屋、土地、施設内の水槽等のほか、中にいる養殖された魚類等を動産譲渡担保とすることが可能である。養殖業の事業実態は、生簀等で育てるという付加価値をつけた養殖水産物を販売することでキャッシュフローを得るというスキームである。したがって、これらは正に事業資産そのものというべきものであり、動産譲渡担保の対象となる。

養殖対象である魚類等は「集合動産」として譲渡担保登記の設定が可能である。すなわち、一般的に譲渡の目的物である動産をその所在によって特定する場合、「動産の種類」と「動産の保管場所の所在地」が必要的登記事項とされている。ここでいう「動産の保管場所の所在地」については、譲渡に係る動産を具体的に特定することができるよう、保管場所の地番又は住居表示番号までを記録することとされている。

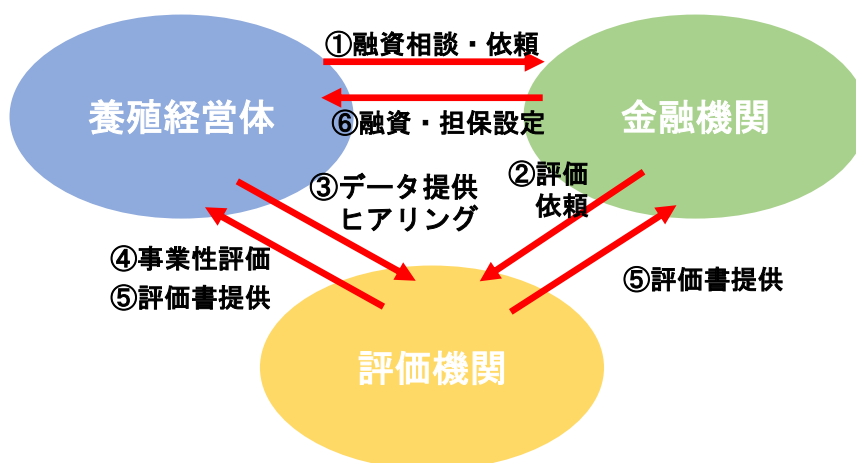
不動産に関しては登記が容易であるが、動産については、例えば、動産の保管場所として「養殖場の名称や所在地」により場所を特定することが可能であり、譲渡に係る動産の特定に問題がなければ実務上も登記がなされることになる。

## 第六章 養殖業の事業性評価の流れ

第三者の評価機関を活用し、養殖業の事業性評価を実施（養殖業ビジネス評価書の作成）する場合に想定される流れは以下のとおりとなる。

- ① 養殖経営体からの融資相談や事業性評価の依頼に基づき、金融機関は融資の検討を行う。
- ② 養殖経営体が第三者の評価機関を利用する場合、金融機関を介し、評価機関へ評価依頼を行う。
- ③ 養殖経営体は評価機関の要請に基づき評価に必要なデータを提供やヒアリングを受ける。
- ④ ③を経て評価機関が養殖経営体の事業性評価を実施する。
- ⑤ 評価機関は養殖業ビジネス評価書を作成し、金融機関に提供するとともに養殖事業者に対しても評価結果を提供する。
- ⑥ 金融機関は、養殖業ビジネス評価書を参考として融資の可否を判断し、可の場合に融資の実行及び動産等の担保設定を行う。

図：事業性評価実施（養殖業ビジネス評価書の作成と利用）の流れ





## 第七章 レファレンス

「第三章」から「第五章」までに基づいて、評価を行うに当たり、参考となる情報を以下に列挙する。

### ① 水産白書

水産業全般の動向や施策を記載している。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/>

### ② 水産政策の改革

農林水産業・地域の活力創造本部（内閣官房）は、平成30年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「水産政策の改革について」を策定した。この改革に基づく漁業法改正等の情報を掲載している。なお、この改革の一環として、養殖業成長産業化総合戦略が策定された。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

### ③ 養殖業成長産業化総合戦略

養殖業の全体像や今後の政府及び関係業界の取組方向について記載している。養殖業成長産業化総合戦略や総合戦略策定に当たって議論した資料等も掲載している。

[https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/seityou\\_19.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/seityou_19.html)

### ④ 農林水産省統計（水産業関係）

海面漁業の生産構造及び就業構造等の統計からなる漁業センサス、個人経営体の漁労所得、会社等の漁労利益及び営業利益等の統計からなる漁業経営調査、海面養殖業の漁獲量等の統計からなる海面漁業統計生産調査等を掲載している。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kensaku/bunya6.html>

### ⑤ 養殖業事業性評価の推進

本事業性評価ガイドラインの他に事業性評価を推進・普及することも視野に入れた「マーケット・イン型養殖業推進事業」等を紹介している

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>

⑥ 水産庁逆引き辞典

農林水産省が用意する補助金、融資、出資等の情報を検索できる。

<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input?domain=J>

⑦ 世界漁業・養殖業白書（国際連合食糧農業機関：FAO）

世界の漁業・養殖業の動向や施策が記載されている。

<http://www.fao.org/japan/jp/>

⑧ FAO 統計データベース

世界の食料・農林水産業に関するオンライン統計データベースが提供されている。

<http://www.fao.org/japan/fao-statistics/en/>

⑨ お魚大百科（一般社団法人全国海水養魚協会運営）

魚類養殖業全般の情報を掲載している。

<https://www.yoshoku.or.jp/>

⑩ 水産物の市況の情報（水産庁）

主要水産物の市況見通し（月別）等を掲載している。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/sikyou/>

⑪ おさかな広場（一般社団法人漁業情報サービスセンター運営）

主に漁船漁業で漁獲された水産物の市況を掲載している。

<http://osakana-hiroba.jafic.jp/>